

岩手県立病院働き方改革に係るコンサルティング
業務委託

プロポーザル審査要領

令和 2 年 2 月

岩手県医療局

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県医療局（以下「医療局」という。）が実施する「岩手県立病院働き方改革に係るコンサルティング業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行うプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、岩手県立病院働き方改革に係るコンサルティング業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された業務提案書等に基づいて行う。
- (2) **参加者が6者を超える場合には、事務局において、別表の審査基準に基づく書類審査（以下「一次審査」という。）を実施**し、上位と評価された6者により、委員会において、業務提案書等に基づく審査を行う。一次審査を実施した場合は、審査終了後速やかにすべての提案者に審査結果を通知する。
- (3) **参加者が6者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。**
- (4) 委員会の委員は、業務提案書等及びプレゼンテーションについて、「**3 審査基準・評点**」に基づき、個別の審査項目ごとに評価を行い、審査票に評点を記入するものとする。
- (5) 上記(4)の評点を集計し、委員会として合計した総得点により順位付けを行うものとする。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合意の上、順位を決定するものとする。
- (6) 参加者が1者のみの場合でも、委員会において、業務提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

3 審査基準・評点

配点は 100 点満点とし、審査項目ごとの配点は、次のとおりとする。

審査項目ごとに評価し、2 の評価係数を乗じた評点の合計で比較する。

1. 審査基準及び配点

審査項目	審査の観点	配点
会社概要	業務の目的達成を期待できる企業規模（資力、人員体制、対応部署等）を有しているか。	5
業務実績	同種業務又は類似業務の実績はあるか。	10
業務実施体制	委託業務を確実に遂行できる実施体制となっているか。	10
業務提案		
①事業の趣旨、目的の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨や目的を理解し、的確な内容となっているか。 ・現在モデル病院が取り組んでいる業務改善との整合性がとれる内容となっているか。 	10
②内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の洗い出しや解決策等の分析について、十分に調査研究できる内容となっているか。 ・調査を踏まえた改善提案能力を有しているか。 	20
	看護部門と関連する院内各部門の業務についても課題を分析し、改善できる内容となっているか。	10
	他の同規模施設等との比較分析・検討が可能か。	10
	業務スケジュールは、適切に組まれているか。	10
③実行支援の方法	課題解決のための実行支援の方法や体制は、効果的な内容となっているか。	10
積算内訳	積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性が図られているか。	5
合計		100

2. 評価係数

評価項目	非常に評価できる	概ね評価できる	普通	あまり評価できない	全く評価できない
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0

例： 審査項目配点 10×評価係数（普通）0.6＝評点 6 点